

一般社団法人日本 NP 教育大学院協議会
診療看護師 (NP) 更新制度 Q&A

平成 29 年 5 月 27 日

【実践】報告書に関すること

Q1：NP は、臨地現場で活動をしている方が大多数と思いますが、一方で、教育現場で活動するNPも増加すると考えられます。臨床から離れると、NP 資格はなくなってしまうのでしょうか。

A：教育機関に所属し、診療看護師 (NP) 教育に関わる講義、演習、実習の時間を実践時間としてカウントできます。しかし、これらの教育は、5 年間で 2000 時間以上の実践時間として扱うため、ポイントの実績 (5 年間で 50 ポイント以上) の報告にはカウントされません。

Q2：大学で教育に携わっていますが、NP 養成機関ではないため、NP 教育に関わる機会がありません。しかし、フィジカルアセスメントや病態生理学などの教育を行っています。NP 教育でなければ実践時間にカウントできないのでしょうか？

A：NP 以外の学生、認定看護師などを対象にした教育において、3P (フィジカルアセスメント、病態生理学、薬理学等) の教育 (講義、演習、実習を含む) および教育の準備等を担当している場合は、実践時間として含みます。

【実績】報告書に関すること

I. 学術活動等について

Q3：日本 NP 学会および日本 NP 教育大学院協議会が開催する研修は、東京での開催が多く、地方在住者は航空機などの旅費を要しての参加で、受講は容易ではありません。関東在住者と地方在住者で機会均等が保たれておりません。研修開催場所を各ブロック (九州・中四国など) で均等に行っていただくか、Web 受講などをご検討していただきたいです。若しくは学術集会前後の日程で研修を行っていただけないでしょうか。

A：機会均等は配慮しており、日本 NP 学会は、第 1 回は九州、第 2 回は中部、第 3 回は関東、第 4 回は東北の予定で各ブロックで開催を計画しています。また、研修会や学会などブロックごとに開催することも可能ですので、NP 修了生のブロック活動を活性化してください。

Q4：NP 学会の参加で、シンポジスト、座長なども全くオファーの予定がありません。関与する機会を均等に与えてください。

A：NP修了生が増えると均等に機会を与えることは難しいです。座長やシンポジストだけではなく、NPに関する研究発表や論文掲載でも同じ10ポイントが付きます。研究の公表を通じて、表彰されたり、注目されると座長やシンポジストなどで声をかけられるチャンスになると思います。

Q5：.国際学会の参加のポイントは、その他の学会の参加のポイントになり、5点と低いポイントとなりますが、もう少し上げていただけないでしょうか？

A：実績をみつつ今後の検討要件としますが、現段階では「その他の学会参加」に区分されたポイントとします。

Q6：他学会での会長、座長、シンポジストは名誉なことですから、ポイントをもう少し上げていただけないでしょうか。

A：実績をみつつ今後の検討要件としますが、現段階では「その他の学会参加」に区分されたポイントとします。

Q7：「1-1-3.その他の学会参加」では、学会の参加のみはポイントがないのでしょうか。

A：他学会の一般参加は、5点のポイントが付きます。

Q8：NP学会やNP協議会の研修は最後まで参加しなければ、ポイントの証明証等は認められないのでしょうか。

A：最後まで参加してポイントの証明書を受領することを基本とします。諸事情や止むを得ない理由等により、途中参加や退出が避けられない場合もありますが、常識的な範囲で参加のうえ修了証や参加証を提出してください。

Ⅱ.教育活動等について

Q9：「NPに関する教育活動」は、診療看護師（NP）や診療看護師（NP）学生への教育活動のみが対象ですか。看護師等に対して、講義、演習、講演、研修を行った場合は含まれないのでしょうか。

A：看護職を対象とした場合も、ポイントはつきます。教育の区分では、診療看護師（NP）を対象とする場合と、看護職を対象とする場合に、集計結果を出す等のために、便宜的に区分しております。診療看護師（NP）やNP学生でも看護職を対象とする場合でも、ポイントは同じ10点となります。

Q10：「NPに関する教育活動」で「実習指導の実際」とありますが、NP学生の実習のみでしょうか？大学や専門学校の看護学生や認定看護師等の実習指導は該当しないでしょうか。

A：NPに関する教育活動には該当しませんが、看護職への教育活動には該当します。看護職への教育活動の実施に該当しますので、10点のポイントになります。

Q11：NPに関する教育活動についても点数が加算されるようになっておりますが、所属施設が実習施設ではないため、関わるできません。

A：所属施設において、NPを対象にしなくても、一般の看護職に対して、教育活動を行った場合は、10点のポイントが付きます。他施設で看護職を対象にしてもポイントは付きます。

Q12：研修の「その他の学会等が実施する研修」とは、どのような学会の研修参加でも良いのでしょうか？

A：学会の名称があれば、ポイントは5点加算されます。どのような学会の研修に参加したのかが明確になるように、参加証、修了証、受講証、領収書のいずれか1点を実績報告書にコピーを張り付けて、提出してください。なお、実績報告書に、研修名や開催日時、主催者、開催場所を記載してください。

Q13：所属先から他病院に講師派遣された場合、証明書の発行は、所属先と派遣先の施設のどちらの証明書が必要かなどの規定がありますか。

A：お問い合わせの書類について、現在、細かな規定はありません。証明書の発行する施設は、所属先もしくは派遣先の施設とご相談の上、更新審査の対象となる期間の実績が証明できる書類を発行してもらってください。

Q14：「その他の学会等が実施する研修」の詳細や除外される研修は決まっていますか？

A：研修の範囲は広くとらえています。プライベートな自己学習や学習会は含みませんが、公に開催されている研修会を想定しています。ブロックごと、また地区ごと、施設を超えた研修会は、公の研修会として認められます。

Q15：地域によっては、NPの役割の認知拡大の研修の必要性もあります。

NPに関する研究でもなく、教育活動でもない内容で、研修会を運営したり、参加する場合はどこに区分されるのでしょうか。

A：NPの普及活動や認知の拡大等に関する研修の運営は、「NPに関する教育活動」の「講義、演習、講演、研修の実施」【実績項目一覧表のⅡ-1-1）-②】

に該当します。またNPの普及活動等に関する研修の参加の場合は、「その他の学会等が実施する研修」【実績項目一覧表のⅡ-2-2）-①】に該当します。

また、実績項目一覧に該当するものがない場合や、わからない場合は、事務局にメールでお問い合わせください。

Q16：NP 養成機関が少ない地域、交通のアクセスが非常に悪い、研修会が少ない、研修会への参加が困難な環境など、ポイントの取得が厳しい状況がある場合と、複数のNP が活動する施設等では施設内で研修を開催し容易にポイントに結び付く場合があります。自助努力の限界を生じる環境のNP に対する配慮をしてほしい。

A：ポイント加算の機会、学会や研修会の参加だけでなく、論文発表、一般看護職への教育活動なども含まれています。地域による困難さは理解できますが、一律に平等にすることは困難です。自分ができるところをしっかりと考え、力を付けていただくようお願いいたします。

Q17:更新制の起算日は平成 27 年 4 月 1 日となっておりますが、その以前の平成 22~25 年度の NP 資格認定試験合格者の、NP の活動についてのポイントはつかないのでしょうか。彼らのNP として活動や実績によって、今日のNP 学会や研究会につながったと思います。このような活動をお認めいただけますよう、ご検討をお願い致します。

A：平成 27 年 4 月 1 日以降の5年更新制で、直近5年間の活動ではなく、それ以前の活動についてのポイントは原則認めません。特別な事情で認められるケースがあるか、特別な事例とはなにかは、今後事例を集めることが必要です。それらの特別な事例は理事会で検討しますので、事務局にご相談ください。

Q18 特定行為研修者に対する教育研修、実習などは、NP 教育活動の一環として認められますか。

A NP 教育活動として加点できます。